

令和3年第4回弥彦村議会（3月）定例会

議事日程（第4号）

令和3年3月22日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 4号 令和2年度弥彦村一般会計補正予算（第11号）のうち、歳入及び歳出の第2款総務費第1項総務管理費及び第5項統計調査費、第3款民生費第2項児童福祉費第3目児童健全育成事業費、第9款消防費、第10款教育費、第14款予備費、第2条繰越明許費、第3条地方債の補正
- 日程第 2 議案第 9号 弥彦村部設置条例の制定について
- 日程第 3 議案第10号 弥彦村職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第11号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第12号 弥彦村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第13号 弥彦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第15号 弥彦村入湯税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第16号 弥彦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第35号 三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合における公の施設の相互利用に関する協定の一部変更について
(以上9案件 総務文教常任委員長報告)
- 日程第10 議案第 4号 令和2年度弥彦村一般会計補正予算（第11号）のうち、歳入及び歳出の第3款民生費第1項社会福祉費、第2項児童福祉費第2目児童手当支給事業費、第4款衛生費、第6款農林水産業費、第8款土木費
- 日程第11 議案第 5号 令和2年度弥彦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第 6号 令和2年度弥彦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第 7号 令和2年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第14号 弥彦村森林環境整備促進基金条例を廃止する条例について
- 日程第15 議案第17号 弥彦村高齢者総合生活支援センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第18号 弥彦村精神障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第19号 弥彦村看護職員修学資金貸与条例の制定について

- 日程第18 議案第20号 弥彦村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第21号 弥彦村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第22号 弥彦村車中泊施設設置条例の制定について
- 日程第21 議案第23号 弥彦村地方産業育成資金融資委員会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第24号 弥彦村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第34号 弥彦村認知症高齢者グループホームの指定管理者の指定について
(以上14案件 厚生産業常任委員長報告)
- 日程第24 議案第8号 令和2年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算(第6号)
- 日程第25 議案第29号 令和3年度弥彦村競輪事業特別会計予算
(以上2案件 競輪特別委員長報告)
- 日程第26 議案第25号 令和3年度弥彦村一般会計予算
- 日程第27 議案第26号 令和3年度弥彦村国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第27号 令和3年度弥彦村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議案第28号 令和3年度弥彦村介護保険特別会計予算
- 日程第30 議案第30号 令和3年度弥彦村温泉事業特別会計予算
- 日程第31 議案第31号 令和3年度弥彦村下水道事業会計予算
(以上6案件 予算審査特別委員長報告)
- 日程第32 議案第36号 令和2年度弥彦村一般会計補正予算(第12号)
- 日程第33 議案第37号 令和3年度弥彦村一般会計補正予算(第1号)
- 日程第34 議案第38号 令和3年度弥彦村温泉事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第35 議案第39号 弥彦村生活支援ハウスの指定管理者の指定について
- 日程第36 議員派遣の件について
- 日程第37 議会運営委員会の閉会中の特定事件(所掌事務)の調査について
- 日程第38 総務文教常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)の調査について
- 日程第39 厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)の調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(9名)

1番	渡	邊	富	之	さん	2番	古	川	七	郎	さん
3番	那	須	裕	美	子	さん	4番	丸	山	浩	さん
5番	板	倉	恵	一	さん	6番	柏	木	文	男	さん
7番	小	熊		正	さん	9番	本	多	隆	峰	さん

10番 安達丈夫さん

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林豊彦さん	副村長	廣瀬勝利さん
教育長	林順一さん	総務課長	山岸喜一さん
防災室長	増田規さん	税務課長	小森順一さん
住民課長	伊藤和恵さん	福祉保健課長	小林健仁さん
農業振興課長	志田馨さん	観光商工課長	高橋信弘さん
建設企業課長	丸山栄一さん	教育課長	富田憲さん
会計管理者	水沢正一さん		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	笹岡正夫	書記	春日史子
-------	------	----	------

◎開議の宣告

○議長（安達丈夫さん） おはようございます。

これより、令和3年第4回弥彦村議会3月定例会を再開いたします。

現在の出席人員は9名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の宣告

○議長（安達丈夫さん） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） 初めに、日程第1、議案第4号 令和2年度弥彦村一般会計補正予算（第11号）から日程第9、議案第35号 三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合における公の施設の相互利用に関する協定の一部変更についてまでの、以上9案件を一括して議題といたします。

以上9案件につきましては、総務文教常任委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果についてご報告をお願いいたします。

それでは、板倉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（板倉恵一さん） おはようございます。

令和3年第4回3月定例会総務文教常任委員会審査報告を行います。

本委員会は、3月定例会において付託された議案を審査するため、去る3月12日午前10時から議場において開催いたしました。

主なものについてご報告いたします。

出席委員は5名。

説明のため出席した者、村長、副村長、教育長、所管の課長及び担当職員であります。

委員会事務のため出席をした者、議会事務局長及び書記であります。

本委員会に付託された議案は、補正予算1案件、条例7案件、協定1案件であります。

委員長の開会宣言、村長挨拶の後、付託された9案件につきましては、全員協議会及び初日に提案説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

なお、本委員会は、委員外議員の発言があったことを申し添えます。

最初に、令和2年度一般会計補正予算の審査では、中学校費の校舎トイレ改修障害工事費は、トイレのドライ化、洋式化であるが、手洗い場の非接触対応の工事も含まれているのか、また、障害者向けの多目的トイレの設置は行うのかとの質疑に、今回の工事で手洗いを自動センサー式

に変更する。多目的トイレについては1階の教材室の場所に設置することになっているとの答弁でした。

関連で、トイレ工事のほかにスロープを設置する説明があったが、設置する場所はどこか、また、階段や教室のほうのバリアフリーの面はどうかとの質疑に、中学校の正面、向かって右側の職員玄関前に設置することになっている。けがなどで車椅子に乗った生徒や、救急車のストレッチャーが通れるように設置するものである。小学校は、障害を持った児童がいるため階段に昇降機を設置しているが、この児童が中学校に上がる前に、中学校にも昇降機を設置する予定にしている。また、障害のある生徒の入学や不慮の事故で障害を負った場合などの事由が生じれば、その時点で補正対応をお願いしたいとの答弁でした。

同じく中学校費の学校施設備品購入費80万円の内容の詳細はとの質疑に、新型コロナウイルス感染症対策として、次亜塩素酸の力でウイルスを抑制する空気清浄機で二、三十万円ぐらいのものを2台と個室用のエアコン1台を設置するとの答弁でした。

小学校費及び中学校費に、タブレット端末購入費が計上されているが、GIGAスクール構想で1人1台のタブレットが支給されているが、インターネットなどに係る費用が今後増加することになるのかとの質疑に、タブレット端末の使用に係るコストは、機器の保守委託料はかかるが通信費が増額になることはないとの答弁でした。

旧武石家住宅費の維持修繕費では、降雪による屋根のゆがみの修繕とのことだが、かやぶき屋根の被害はなかったのかとの質疑に、修繕する建物は作業小屋で、そこは瓦屋根になっていて、その軒がゆがんだので修繕するものである。また、母屋のかやぶき屋根の表層が雪と一緒に剥がれ落ちたが雨漏りなどの心配はない。景観上の面もあるので、今後補正で対応していきたいとの答弁でした。

かやぶき屋根を修繕する職人は少なくなっているのか、かやぶき屋根の上にトタンなどで保護するようなことは検討できないのかとの質疑に、母屋の修繕に関しては、ご指摘の方法も含めて検討していきたいとの答弁でありました。

関連で、旧武石家住宅の利用者数と入館料はどのくらいか、また、今後の在り方や活用方法についてどのように考えているのか、もう一つ、現在の場所から移築することについてはどうかとの質疑に、令和元年度の実績では、入場者数219人で4万1,180円の入場料であった。今後の在り方等を検討するかについても考えていかなければならないと考えている。ただ、小規模自治体という観点でいえば、億単位の金額が必要になるので、文化財保護というだけでは難しいと思うが、今後、文化財保護審議会の中で検討してもらえないのではないかと答弁でした。

次に、条例7案件の審査では、部設置条例及び職員定数条例に関して、職員の採用についてはどのような人材を考えているのか、また、今回の改正によってどれくらいの予算を見込んでいるのかとの質疑に、基本的には、新潟県市町村総合事務組合で実施する一次試験をパスされた方で、上位20人くらいに面接試験を行って採用してきているが、弥彦村職員の年齢構成を見ると、中堅の層が薄くいびつな状態になっている。これを是正するためには、民間などを経験された方を中

途採用して穴埋めをしないといけない。また、地元出身の職員をある程度採用する必要があると考えている。なお、職種については、基本的には一般行政事務であるので、技術職は今回考えていない。ただ、今後の課題ではあるが、1人だけの職種については県との人事交流や民間経験者からの中途採用なども考えなくてはならない。また、国のデジタル化推進の方針にも備え、情報系の職員採用も検討していきたい。また、今回の条例改正で、職員の給料を上げる予算計上はしていない。部制にして部長を置いても、新たな給料表をつくってはいないとの答弁でした。

関連質問になるが、職員の中途採用が必要になる要因として、中途退職する職員が多いと感じるが、過去5年の中途退職者数とその理由は、また、体調不良により休職中の職員がいると聞いているが、その処遇はどのようになるのかとの質疑に、過去5年間の中途退職者は11人いる。その理由としては、婚姻や自己都合によるものである。なお、休職中の職員は1名で、休職前の部署にそのまま所属をしている。待遇面では、療養休暇後の3か月を経てから休職となり、1年間は給与の80%が支給されるが、それ以降の支給はなくなるとの答弁でした。

中途採用者の中で中途退職された方はいるのか。該当者は1名である。

弥彦村職員の給与に関する条例改正に関して、改正前の表に主任社会福祉士の職名があるが、改正後の表にその職名がない理由は、また、複雑多様化する福祉行政に対応するには、社会福祉士の資格を有した職員が必要と思うが、現在、弥彦村職員にその人材はいるのか。これまでは主任社会福祉士といった職名について、細かく表記されていたものを一律に主任としたもので、給料表の格付を分かりやすく整理するための改正である。また、社会福祉士の資格のある職員はいない。弥彦村のように少数精鋭の中で、必要な専門職をそろえるとなるとかなりの職員数の上積みが必要になるので、質問の例でいえば、地域包括等の人材を活用して対応することを考えていかなければならないとの答弁でありました。

以上が、議案7案件に対する質疑でしたが、次の討論がありました。

議案第9号についての討論。部を設け、そのために必要な職員数が不足しているのも理解している。このようなことはもっと早めに提案して、理解を求める必要があったのではないか。3つの部を設け、課も増やす中で職員を採用するとのことであるが、経験者なのか、何年かかけて指導しながら育てていく職員なのか、具体的な内容が伝わらない中、ただ増やすということでは村民の理解が得られるのかという観点で反対する。

採決の結果、条例7案件のうち、議案第9号 弥彦村部設置条例の制定については、賛成3、反対1となり、賛成多数で可決いたしました。その他の6案件については、全会一致で可決いたしました。

次に、協定の一部変更についての審査では、県央地区の公の施設の相互利用に関する協定の一部変更に関して、現在、燕市のビジョンよしだが使えないということだが、その辺も含め、利用できる公共施設にどのようなものがあるのかとのことの質問で、ビジョンよしは指摘のとおり3年くらいかけて大改修すると聞いているが、多くの村民の皆さんも利用している。特に、冬期間に使えなくなると困る方もいるが、施設の老朽化によるもので仕方がない。この協定では、文

化施設、図書館、体育施設などが相互利用できる施設となっている。

次に、付託案件外については、出産時に本がもらえるブックスタート事業について、双子のお母さんから、第一子を含め3人いるが、本の選定は誰が行っているのかとの質問に、本は3種類ほど用意しているが、社会教育係の図書担当がボランティア団体の意見も取り入れながら選定しているとの答弁でした。

もし子供が4人以上生まれた場合は同じ本が渡されることになるのかとの質問に、在庫がなくなり次第、新たに買換えをしているので、同じ本が1軒の家庭に行かないように、今後いろいろな種類の本をそろえていきたいとの答弁でした。

以上が、付託案件外の主な審査内容でした。

なお、最後に、会期外の所管事項調査について、最終日の本会議で議長に対して継続調査の申入れをすることといたしました。

本委員会の閉会時間は午前11時21分でした。

報告は以上であります。

令和3年3月22日、総務文教常任委員長、板倉恵一。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上でございます。

○議長（安達丈夫さん） ただいま、委員長から審査結果についてご報告がありましたが、他の委員から補足説明はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 補足説明なしと認めます。

これより、9案件を補正予算、条例、その他に区分して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

初めに、日程第1、議案第4号 令和2年度一般会計補正予算（第11号）について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいまの議案第4号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決するこ

とに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第9号から日程第8、議案第16号までの条例7案件について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論がありますが、反対意見からお願いしたいと思いますが、反対意見でしょうか。

〔「反対討論です」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 小熊議員。

○7番（小熊 正さん） おはようございます。

反対討論を行います。

まず、3月12日、総務文教委員会で議案第9号及び第10号の条例改正に、反対討論を行ったつもりでありましたが、採決では、私の勘違いにより第10号を賛成した形になってしまいました。そこで、改めまして議案第9号及び第10号について反対討論を行います。

この関係については、新たに部を3部、課を13課体制、職員数を現在の93人から102人にするとのことであるが、県内のウイルス感染者は約1,250人以上と、感染が拡大しております。村内の感染者はいませんが、観光関係や飲食店、商工業者は新型コロナウイルス禍で売上げが激減している中、役場では部を設け課を増やし職員も大幅に増やすことで人件費の増加も考えられます。村民の感覚、感情からすれば、ウイルス禍対策を優先してもらいたいと考えていると思われま

よって、今回の議案第9号及び第10号には反対いたします。

以上であります。

○議長（安達丈夫さん） 以上で、小熊議員の反対討論を終わります。

続いて、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

ただいま討論がありました。議案第9号及び10号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

[起立多数]

○議長（安達丈夫さん） 起立多数と認めます。

したがって、議案第9号及び第10号は可決することに決定をいたしました。

次に、条例7案件のうち、議案第9号及び10号を除く条例5案件について、これより採決をいたします。

委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

[起立全員]

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第11号から第16号までの、条例5案件は可決することに決定をいたしました。

次に、日程第9、議案第35号の公の施設の相互利用に関する協定の一部変更について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま審議しております議案第35号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

[起立全員]

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎厚生産業常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第10、議案第4号 令和2年度弥彦村一般会計補正予算（第11号）から日程第23、議案第34号 弥彦村認知症高齢者グループホームの指定管理者の指定についてまでの、以上14案件を一括して議題といたします。

以上14案件につきましては、厚生産業常任委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果についてご報告をお願いいたします。

それでは、柏木厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（柏木文男さん） では、厚生産業常任委員会の審査報告を行います。

令和3年第4回3月定例会、厚生産業常任委員会審査報告。

本委員会は、3月定例会において付託された議案を審査するため、去る3月12日午後1時30分から議場において開催いたしました。

主なものについてご報告いたします。

出席委員は5名全員であります。

説明のため出席した者、村長、副村長、所管の課長及び担当職員であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

本委員会に付託された議案は、補正予算4案件、条例9案件、その他1案件であります。

委員長開会宣言、村長挨拶の後、付託された14案件につきましては、全員協議会及び初日に提案説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

なお、本委員会は委員外議員の発言があったことを申し添えます。

最初に、補正予算4案件についての審査では、雪害対策費、家屋物件建造物破損料100万円の内容はとの質疑に、除雪作業中、誤って破損した生け垣や塀などの民間建物に対する修理費であるとの答弁でした。

これに関連して、除雪車について保険に加入しているのかとの質疑に、車両保険には加入している。除雪作業直後の破損処理であれば保険対象となるが、雪が解けた後など、時間が経過してから分かった場合は保険対象外になるとの答弁でした。

重度心身障害者医療費助成対象者数と医療費助成金150万円減額の理由はとの質疑に、令和3年1月1日現在、医療費助成対象者は235名で、昨年度より少し増加している。助成内容には変更はないが、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えや、手洗いやうがい等の効果により医療費が減少したと考えられ、それに伴い、医療費助成を減額補正したの答弁でした。

障害者介護給付費について、障害者福祉サービスの共同生活援助及び就労継続支援の利用人数はとの質疑に、共同生活支援（グループホーム）を12名、就労継続支援サービスB施設の通所サービスを32名が利用しているとの答弁でした。

国保会計で繰出金129万5,000円が減額されているが、現在、国保の財政運営は安定しているのか、また、国保税の値上げはあるのかとの質疑に、平成30年度に国保財政に関する改革が行われ、仕組みが大きく変わり、想定外の医療費がかかった場合でも、県から普通交付税を満額受けられることになり、安定的な運営ができていると考えている。また、税率については、令和3年度において新型コロナウイルス感染症の影響がどれだけあるか等、現状を見極めながら検討していくとの答弁でした。

介護保険給付費準備基金積立金4,300万円を増額して7,000万円とすることについて、かなりの高額と思われるが、どのくらい必要と見込んでいるのか、また、保険料を下げるという考えはあるのかとの質疑に、令和3年度の基金7,000万円のうち、4,260万円を取り崩す予定として第8期介護保険事業計画で算定しており、今後の介護給付の支出増加に対応できるよう、若干の余裕を残しておく必要があるため、この額は適切と考えている。この第8期計画において、介護保険料

を第7期と同額の6,400円と設定したが、地域の特性や人数で保険料水準は変わってくるため、安くするのは一概にいいとは言えない。全体のバランスを見て検討する必要があるとの答弁でした。

その他に質疑、討論もなく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、条例9案件についての審査では、車中泊施設設置条例について、RVパークの設置使用料は幾らを設定しているのか、また、駐車区画は6区画とのことだが、それ以外に来られたときはどう対応するのかとの質疑に、宿泊料金は電気やトイレの使用を含めて1泊2,000円と設定している。駐車区画については、事前に利用希望者の方から申込みをしてもらう方法とするとの答弁でした。

その他に質疑、討論もなく、提案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、その他1案件についての審査では、質疑、討論もなく、提案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、当委員会に付託された補正予算4案件、条例9案件、その他1案件の審査は終了いたしました。

次に、付託案件外について、大型枝豆収穫機（コンバイン）の運用計画はとの質問に、枝豆共同選果場の運営検討委員会において、枝豆コンバインの運用についても併せて検討している。運用方法については、機械利用組合に貸与して、なるべく公平に利用してもらうことを考えている。令和4年度の本格的運用を目指して、3年度については収穫の共同作業を前提とした試験運用を検討している。場所については、枝豆の作付が集積している旧分水町の源八新田や麓地区、大戸地区での試験運用を考えており、品質や作業効率、移動方法、採算面を検証したい。本格運用後は、収穫期が集中されることが予想されるため、品種の作付、誘導も図っていききたい。また、コンバインの必要台数としては3台を考えているとの答弁でした。

これに関連して、枝豆共同選果場建設を前倒しするという話があったが、現在の進捗状況と見通しはとの質問に、建築、機械設備に係る実施計画が間もなく納期を迎える。事前の説明では、建築の標準的な工期は半年ということであった。できるだけ早くとの村長の意向もあるが、国の補助事業のため事前の着工はできない。現在内示もなく、交付決定時期がまだ不明な段階であるとの答弁でした。

社会福祉士、認定心理士の有資格者はいるのかとの質問に、現在、村に社会福祉士や認定心理士の資格者はいないが、社会福祉士については、村が社会福祉協議会ややひこの里、地域包括センターに委託して、障害者や高齢者、子供の虐待等について相談に乗ってもらっている。また、認定心理士については、令和3年4月以降、幼児の健診時に来てもらい、子育ての不安を解消できるようにサポートしてもらおうと事業で考えているとの答弁でした。

新型ウイルスワクチン接種の予約は行われるのか、また、障害のある方の対応はとの質問に、村のワクチン接種は集団接種で行われるため、予約による接種は想定していない。5月からの高齢者へのワクチン接種は、地区別に割り振りをして会場まで送迎バスを運行し、集団接種を行う

ことを基本としている。都合が悪く、当日来られなくなった方、希望していなかったが、受けた方についてはどうするのか、今後詰めていく必要がある。また、会場ではどんな方が来られても対応できるように、村民の意向を確認しながら円滑に進めていきたいとの答弁でした。

これに関連して、新型ワクチン接種会場や役場に来られる耳の不自由な方や高齢者の方に対応できるように、コミュニケーションボードを導入してほしいとの要望がありました。

以上が、付託案件外の審査内容でした。

なお、最後に、会期外の所管事項調査については、最終日の本会議に議長に対して継続調査の申入れをすることといたしました。

本委員会の閉会時刻は午後2時47分でした。

報告は以上であります。

令和3年3月22日、厚生産業常任委員長、柏木文男。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上であります。

○議長（安達丈夫さん） ただいま、委員長から審査結果についてご報告がありましたが、他の委員から補足説明はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 補足説明なしと認めます。

これより、14案件を一般会計補正予算、特別会計補正予算、条例、その他に区分して採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

それでは、初めに、日程第10、議案第4号 令和2年度一般会計補正予算について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいまの議案第4号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第5号 国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から日程第13、議案第7号 介護保険特別会計補正予算（第3号）までの特別会計補正予算3案件について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいまの特別会計補正予算3案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第5号から第7号までの3案件は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、日程第14、議案第14号 森林環境整備促進基金条例を廃止する条例についてから日程第22、議案第24号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてまでの条例9案件について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいまの条例9案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、日程第14から日程第22までの条例9案件は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、日程第23、議案第34号 弥彦村認知症高齢者グループホームの指定管理者の指定について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいまの議案第34号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎競輪特別委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第24、議案第8号 令和2年度競輪事業特別会計補正予算（第6号）及び日程第25、議案第29号 令和3年度競輪事業特別会計当初予算の2案件を一括して議題といたします。

以上の2案件につきましては、競輪特別委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果についてご報告をお願いいたします。

それでは、本多競輪特別委員長。

○競輪特別委員長（本多隆峰さん） それでは、令和3年第4回3月定例会競輪特別委員会審査報告をいたします。

本委員会は、3月定例会において付託された議案を審査するため、去る3月10日午後3時から議場において開催いたしました。

出席委員は9名。

説明のため出席した者、村長、副村長、総務課長、公営競技事務所長及び副所長でございました。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記でございました。

本委員会に付託された議案は、令和2年度補正予算（第6号）及び令和3年度当初予算の2案件であります。

委員長開会宣言、村長挨拶の後、付託された案件については、全員協議会及び初日に提案説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

最初に、令和2年度補正予算（第6号）についての審査では、セダーハウス軽食等販売収入、キッチンカー軽食等販売収入とあるが、この収入の説明と運営しているのはどなたがしているのかという質疑に、調理委託をしている方は、元競輪選手の方で数年前に引退し、県央地区のホテルにて修行され、現在は弥彦競輪場で勤務してもらっている。キッチンカー軽食等販売収入であるが、昨年11月、紅葉シーズンに合わせて、弥彦駅前にて寛仁親王牌のPRを兼ねた約20日間の収入である。当初予算にはなかったもので、今回補正を行った。セダーハウスの軽食等販売収入は、7月よりオープンしたラーメン屋の収入であるが、現状に合わせた補正であるとの答弁でした。

キッチンカーであるが、大変評判がよかったと聞いている。そのキッチンカーは、今どのような使用をしているのかという質疑に、キッチンカーはレンタルをしていた車両で、レンタル費用だけで数百万円かかっており、利益とは結びつかない。あくまでも寛仁親王牌開催のPRとして行ったものであるとの答弁でした。

これから、本場開催、春の行楽シーズンも始まるので、今後もPRに利用していただけたらと思う。また、場内の食堂に入らなくても手軽に食べられる軽食販売などを考えてみてはどうかという質疑に、競輪場としては場内の食堂も大いに利用してもらいたいし、軽食等の販売については、要望も多いので今後は考えていくとの答弁でした。

セダーハウス、キッチンカーで働かれた元競輪選手の方の雇用形態はどうなっているのかという質疑に、委託の契約を行っているとの答弁でした。

払戻金時効収入とあるが、この金額は例年に比べてどうなのかという質疑に、ほぼ同じ金額である。基本的に売上げに連動して時効金も増減するが、インターネット投票では、システム上、時効金は発生しないため、インターネット投票が増加している現在は減少傾向にあるとの答弁でした。

ほかに質疑、討論はなく、村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、令和3年度当初予算についての審査は、質疑、討論はなく、村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、付託案件外の審査に入り、担当所長から、令和2年度売上げ状況、令和2年度収益見込み、一般会計繰出金及び基金積立状況、全国競輪売上げ状況、ミッドナイト競輪の売上げ状況、令和3年度上半期弥彦競輪場開催日程及び弥彦競輪施設改修計画について説明があり、質疑に入りました。

新観覧席3、4階を、特別競輪開催時にお客様を入れるという考えはあるのかという質問に、今年度の記念競輪開催時、3階は招待者席とし、4階は他の施行者等の来賓席として使用した。来年度の寛仁親王牌開催時では、当初の予定では同様の使用方法を考えていたが、新型コロナウイルス感染の影響により、無観客や入場者制限の可能性も考慮しなくてはならない状況もある。また、寛仁親王牌は参加選手数も108名と多くなり、選手の密を防ぐため、控室を広く取る必要もありそうなので、変化する状況に合わせて判断していかなければならないとの答弁でした。

新年度上半期の日程が示されたが、大変過密なスケジュールとなっているが、働き方改革と言われている中、公営競技事務所職員の休暇や時間外勤務はどのようにされているのかという質問に、公営競技事務所として正職員6名、会計年度任用職員として現場には大勢が勤務している。現場に従事している会計年度任用職員は、全てシフト制で勤務してもらっている。正職員は、ミッドナイトナイター業務ではシフト制の勤務である。また、少人数のため、土日のどちらかが勤務日となり、代休が取れない場合は時間外勤務となる。正職員の不足分を役場OBなどの雇用で補い、今後の改善につなげていければと考えているとの答弁でした。

労働基準局からの指導などないかという質問に、直接指導を受けたことはなく、時間外勤務100時間超が過労死ラインと言われているが、まだそこまではなっていない。今後も職員の健康状態に留意していきたいとの答弁でした。

入場者数は減少しているが、新観覧席やリニューアルしたセダーハウスの成果として、若年層や女性のお客が増加しているのかという質問に、ナイター開催時と昼間開催を比較すると、ナイター時は現役世代が多く、若干の若返り感はある。弥彦競輪場は、もともと隣に彌彦神社などもある観光地ということで女性客は多いと感じている。今後も観光地としての特色を生かして、新規のお客にもPRしていければとの答弁でした。

新型コロナウイルス感染症対策として、7車立てレース開催でしていたが、今後もこのやり方で開催するのかという質問に、現在は7車立て12レースの開催であり、この形態は4月以降も継続される。ただし、GⅢ以上の開催は9車立て12レースとなる。また、選手はPCR検査を事前に受け、陰性証明を提示しないと参加できないため欠場も多い状況である。この体制はしばらく続く予定であるとの答弁でした。

陸上競技場の碑が大変目立たないと思うので、より一層の環境整備に努めていただきたいという質問に、彌彦神社からの要望もあり、昨年春に陸上競技場の碑の周辺を簡易的であるが整備した。今後は、神社鹿苑からの入場口改修の際に、全面的な整備を計画していきたいとの答弁でした。

本場開催時の場外数が増加しているとのことだが、売上げでは場外が減少傾向にある。この理由はなぜかという質問に、1場当たりの売上げの減少幅が大きいため、場外数が増加しても総売上げでは減少になってしまうとの答弁でした。

ネット投票が増加した理由は何かという質問に、一概には言えないが、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛のため、自宅でできる楽しみを求めた結果ではないかと推測されるとの答弁でした。

新500円硬貨対応はどう考えているのかという質問に、機械の改修費はかなり高額となるが、新旧硬貨を使用できるように、順次対応を考えているとの答弁でした。

寛仁親王牌を令和4年度、5年度も開催できるのかという質問に、令和3年度の開催後も連続して行うことはとても難しい。数年後にまた開催できればよいと考える。令和4年度は寛仁親王牌のほかに、毎年9月に開催されるGⅡの共同通信社杯を申請しているとの答弁でした。

前回の前橋での寛仁親王牌では、売上げは85億円であったが、弥彦での売上げ目標はどの程度を見込んでいるのかという質問に、3年度当初予算では85億円としている。開催近くには、より明確な数字が算出できると思うとの答弁でした。

神社側入場口の整備を令和4年度と言わず、3年度からも行っていただきたいとの意見がありました。

以上が、付託案件外の審査内容でした。

本委員会の閉会時刻は午後4時10分。

報告は以上であります。

令和3年3月22日、競輪特別委員長、本多隆峰。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上であります。

○議長（安達丈夫さん） ただいま委員長から審査結果についてご報告がありました。他の委員から補足説明はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 補足説明なしと認めます。

これより、2案件を補正予算、当初予算に区分して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

初めに、日程第24、議案第8号 令和2年度競輪事業特別会計補正予算（第6号）について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいまの議案第8号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第25、議案第29号 令和3年度競輪場事業特別会計当初予算を議題といたします。

ご質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

ただいまの議案第29号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩といたします。

再開は11時5分といたします。

（午前10時57分）

○議長（安達丈夫さん） 再開をいたします。

（午前11時05分）

◎予算審査特別委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第26、議案第25号 令和3年度弥彦村一般会計予算から日程第31、議案第31号 令和3年度弥彦村下水道事業会計予算までの当初予算6案件を一括して議題といたします。

以上6案件につきましては、予算審査特別委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果についてご報告をお願いいたします。

それでは、本多予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（本多隆峰さん） 令和3年第4回3月定例会予算審査特別委員会審査報告をいたします。

本委員会は、3月定例会において付託された令和3年度当初予算について審査を行いました。

日程、3月15日午前9時から午前11時46分並びに3月16日午前9時から午後0時03分。

会場は、委員会室及び議場であります。

出席委員は9名。

説明のため出席した者、村長、副村長、教育長、所管の課長及び担当職員であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

本委員会に付託された議案は、当初予算6案件であります。

委員長開会宣言、村長挨拶の後、付託された6案件については、全員協議会及び初日に提案説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

なお、多くの質疑がありましたので、主なものについて説明し、そのほかは項目のみとさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

一般会計総務費及び消防費についての審査では、図書館建設の目的と現在の進行状況に対する村長への質疑では、平成30年NHKの「クローズアップ現代」の番組の中で、高齢者が元気で働き続けるための一番のキーワードは読書ということだった。図書館を建設する場所についてこれまで検討してきたが、役場の車庫の2階が一番いいと判断し、日本工業大学の波多野元学長にお願いして現地を見てもらったら、面積的には可能だということでもスタートした。

この件に関しては、職員に任せることなく、これまで全て私1人でやってきた。2年前の選挙公約では、私の任期中に役場の車庫の2階を使って図書館を建設して、併せて中庭も使って工事をしたいとの約束をした。財源としては、税金ではなくふるさと納税の寄附金の範囲内で造れる図書館としてお願いしたら、中庭に造る新しい棟は1億6,000万円でできるとのことであった。車庫の2階は冷暖房設備がないので、最終的には3億円かかるとのことであった。初めは、図書館建設については教育課がやるべき仕事だと考えていた。設計は堤設計にお願いすることにしたら、村の要望を入れると4億円になると言われた。

公立図書館には図書館法が適用になるが、それには管理運営全て教育委員会でないといけなくて、蔵書は最低でも5万冊必要とのことから、弥彦村では図書館法によらない弥彦村独自の図書館を造ることとし、総務費の予算とした。そのために弥彦村のコンセプトを理解してもらえらる図書館長を公募したい。駐車場は必要とのことだが、近隣の土地や来客用の駐車場を使えば十分足りると考えている。建設の場所については限定するが、運用については何も言わない。あとのことは全て職員に任せている。4月からは、私と職員1名の2名で図書館を担当していくことを決めているとの答弁でした。

駐車場の件では、雨の日や大風の日もあるので、できるだけ近くの駐車場が必要だということも言っている。また、本が少なくとも図書館と呼べるのかとの質疑に、これは費用や期間、用地も限定されているが、役場の駐車場は正面がほとんど空いている。利用者の皆さんが車椅子ばかりではないので、それくらいは認めてほしい。また、図書館法によるきちんとした図書館でなくてもいいとの答弁でした。

図書館法による図書館は要らないのではないかと。交流広場でもいいし、そこでちょっとした本を借りられればよいのではないかととの質疑に、図書館法によらないものでも、図書館という名称を使ってはいけないとはどこにも書いていないとの答弁でした。

図書館法によらない図書館に指定管理者を求めるのかとの質疑に、明日、明後日と上京して、波多野さんに会って聞いてくるが、弥彦村のような小さな村で、専門の司書を何人も配置するこ

とはできないため、指定管理で行いたいとの答弁でした。

指定管理者でなく司書を置くとなった場合、新たに司書のみ採用するのかとの質疑に、現実問題として指定管理でなければ運営できない。司書だけを村が雇用してやれるかは、これから検討したいとの答弁でした。

施設場所を決めるに当たって村民の要望を聞いて、役場車庫の2階に図書館を造ることを決めたのかとの質疑に、直接村民の皆さんに要望を聞いていないが、村民の皆さんに聞けば立派な施設に広い駐車場がいいと言うに決まっているが、そんなのは村ではできないとの答弁でした。

先ほど財源も場所も限られているとの答弁の中で、期間がないということであったが、その説明が欲しいとの質疑に、選挙公約で必ず任期中に建設すると約束したので、間に合わせるにはもう時間がないということであるとの答弁でした。

役場の倉庫に収納されている書類を文化会館の楽屋に移すとのことであるが、文化会館そのものも撤去や修繕の議論がなされており、先の見通せない状況であるがとの質疑に、文化会館の修復はできない。大ホールは使用できないが楽屋は使えるので、取りあえずそこに入れておこうということにしたとの答弁でした。

図書館の全体構想は示されたが、これから基本設計に入ると思うが、業者選定についてコンペを実施する考えはあるか、また、今後の過程で基本構想が変更になることはあるのかとの質疑に、おもてなし広場のときにコンペをやったが、村民の設計者の方が訪ねてきて、設計やランドデザインは、示された基本的な考え方でやれば必要ないと教えてもらったので、コンペをする意思はない。ランドデザインについては、細かい部分で使い勝手が悪いという意見があれば別だが、基本的な考えを変える意思は全くないとの答弁でした。

モンゴルのエルデネ村への旅費が計上されているが、感染下の中でも訪問するのかとの質疑に、世界的に流行が収まった場合の想定であるが、小・中学生10名分のほかに、通訳を含めた引率者で5名分を計上したとの答弁でした。

ほかに、防犯カメラ設置工事費の内容について、女性消防団活動時の車両の必要性について、街路灯LED化事業委託料について、交通安全運転管理責任者等について、新型ウイルス対応の避難所対策について、職員のスキル向上研修について等の質疑がありました。

歳入に関する審査では、新型ウイルス感染症の影響等で、村税収が7,500万円ほど減収になっているが、税務課長としてどのような認識を持っているかとの質疑に、村税減収の主なものとしては、固定資産税の2,450万円減であるが、これは評価替えによるものである。また入湯税の1,350万円に関しては、日帰り分を課税免除したことによる減収である。なお、個人村民税では景気影響分5%と見込み、法人村民税では法人税割を前年の60%で見込んでいるとの答弁でした。

また、増額が見込まれる税目は何かとの質疑に、村税の中で増額を見込めるものは、軽自動車税で登録台数が増加傾向であることから、104万円の増額を見込んだとの答弁でした。

地方消費税交付金の交付割合はどうなっているのかとの質疑に、消費税率は本来10%であるが、国税分が7.8%で、地方税分の2.2%の半額が県分となり、残りの半分が人口割、従業員割で、市

町村に割り当てられるとの答弁がありました。

次に、民生費の審査では、高齢者の独り暮らしはどれくらいあるのかとの質疑に、193名ほどが在宅で独り暮らしをしているとの答弁でした。

感染症患者等の人権保護対策審査会委員費用弁償の内容はとの質疑に、新型コロナウイルス感染症患者等の人権保護条例の制定に伴う、第三者機関の委員に対する費用弁償で、6名分の計上であるとの答弁でした。

弥彦村シルバー人材センター補助金は、これまで商工費に計上されていたが、民生費の高齢者福祉費に変更した理由は、また、補助金の410万円は運営費補助なのかとの質疑に、シルバー人材センターは、高齢者の健康で生きがいのある生活を実現することを目的にした組織であることから変更したものである。なお、金額については、運営費に係る補助金と村の業務委託料と事務費分を合算した金額であるとの答弁でした。

乳幼児紙おむつ等購入費支援給付金について、申請のため来庁する手続を省略し給付金を支給する方式に変更することだが、ほかにもこのような申請等に係る手続を軽減する考えがあるかとの質疑に、マイナンバーカードの申請が難しい高齢者や、小さい子供のいる母親等がいる場合、こちらが出張して受け付けることを考えているとの答弁でした。

次に、衛生費の審査では、母子保健費の認定心理士報償について、これは外部委託なのか、またどのような仕事をするのかとの質疑に、1歳半と3歳児健診のときに新潟市在住の認定心理士に毎回来てもらって、親子の様子や発達等で気になる親子に対して、相談等を実施するものであるとの答弁でした。

認定心理士に関連して、相談の結果、何らかの処置が必要になった場合、通所できる範囲のサービス事業所の選択肢はあるのか。サービスの選択肢はいろいろあるので、どの事業所にするかを保護者と相談しているとの答弁でした。

ほかに、高齢者等PCR検査費助成金の対象者と助成内容について、各種がん検診及び住民健診等の検査委託先について等の質問がありました。

次に、農林水産業費の審査では、農村環境改善センター修繕費について、空調の暖房が故障していると思われるが、修繕が必要ではないかとの質疑に、施工業者とメーカーから点検してもらったところ、電気を供給する受電設備に不具合が確認されたため設備の交換を実施した。冬期間については、体育施設である構造上、なかなか暖房効果が出にくいところもあるとの答弁に対し、避難施設でもあるので、暖房や非常電源について改善を検討してほしいとの要望がありました。

次に、商工費の審査では、公衆トイレ清掃委託料について、弥彦公園やヤホール以外のトイレに関しては、以前の議会で専門業者に委託し、徹底的に清掃を行うとの答弁であったが、その後はどうなっているのかとの質疑に、現在国の交付金を使って公園内のトイレを整備中であり、第1大門町駐車場のトイレについても整備を予定している。当初はきれいな状態で観光シーズンを迎えると思うが、秋の行楽シーズン前に専門業者に入ってもらう予定であるとの答弁でした。

これに関連して、トイレの天井に虫やクモがついているという話を聞くので、そういったとこ

ろもほうき等を使ってきれいに清掃してもらいたいとの要望がありました。

ワイン特区協議会負担金30万円の内容は、また、旧弥彦保育園をワイナリーにとのことだが耐震上問題はないのかとの質疑に、現在、第6次産業化推進計画を策定中であり、これが認定された際に協議会を開催する予定としており、そのための費用を予算計上した。旧弥彦保育園の建物について、ワイン特区を利用した場合のワイナリーの大きさは、アリーナ以外の部分で十分賄えると聞いており、耐震面については多少の補強で十分であると見込んでいるとの答弁でした。

弥彦公園管理委託料について、昨年から民間業者委託をしたら、村民の方からいろいろな意見を聞く。役場では現状を把握しているのかとの質疑に、管理については、村民をはじめ観光客の方からの声をいただいている。これまではシルバー人材センターに、清掃を中心に委託をしていたが、今回は樹木の健康診査等も含めて、これまでと同額の予算の中で任せていた。それにより、樹木の寿命等を調査する経費を捻出するため、清掃部分がおろそかになったところもあったのではないかと分析している。来年度については、造園だけでなく、清掃についても力を入れていけるような予算組みとしたとの答弁でした。

また、中州の改修工事もこの委託料に含まれているということかとの質疑に、中州工事として、委託料のうち800万円を見ており、この工事については入札を行うとの答弁でした。

これに関連して、弥彦公園総合計画作成委託料について、総合計画の完成前の段階で提示してほしいとの要望に対して、総合計画のたたき台の段階で、まず公園の管理協議会にかけ、その後、議員の皆さんにもご意見を伺う機会を設けたいとの答弁でした。

ほかに、おもてなし広場駐車場舗装工事について、相撲の郷プロジェクト実行委員会負担金について、地域振興事業費補助金について等の質疑がありました。

次に、土木費の審査では、都市計画道路現地調査委託料460万円の内容はとの質疑に、都市計画道路の神社前線について、山林部分およそ1.5kmの現地調査に入り、横断測量や道路の概略設計、概算金額を積算するための委託料であるとの答弁でした。

これに関連して、40年以上前に都市計画道路事業は中止された経緯があり、それは周辺の墓地が関係していると聞いている。また、国定公園の中にあり木を伐採するとなると、その許可申請も必要になってくる。今後そういった課題はどうするのかとの質疑に、交通渋滞解消を目的としており、課題を一つ一つ解決しながら整備を進めていく必要があるとの答弁に対し、ほかにも都市計画道路の線引きがあるので、そこも開発してほしいとの要望には、今ある道路の不便な面を解消する必要があり、過去の経緯についても熟知した上で見直ししながら、一番いい方法を検討し進めていきたいとの答弁でした。

村道新設改良工事費の内容はとの質疑に、弥彦地区祓戸橋付近の民家敷地内に、雨水が大量に流れ込む冠水被害を解消するための側溝敷設工事が主な内容であるとの答弁でした。

住宅リフォーム助成の令和2年度の実績と、今後予算を増額補正する予定はあるかとの質疑に、令和2年度実績は、申請が62件、2月末現在の助成金支払い済み56件、金額は約924万円であった。2年度は新型コロナウイルス感染症対策という特別な事情があったが、3年度予算の増額補正は基

本的に想定していないとの答弁でした。

これに関連して、空き家住宅対策について今後の考えはとの質疑に、空き家バンクの活用や県司法書士会などの関係5団体と連携協定を結んでおり、専門家の意見を聞きながら対策を進めていきたい。また、空き家は個人の財産であり、その管理や処分は所有者の責任において実行してもらうのが原則である。行政がどこまで関わるべきかの見極めは難しい問題である。今後、弥彦村に住みたいと思う人を1人でも増やすことは道筋であり、それに向けて、村の事業全体で取り組みたいとの答弁でした。

ほかに都市計画費、公園修繕費についての質疑がありました。

次に、教育費の審査では、療育巡回支援の内容はとの質疑に、療育巡回支援については、発達障害等の支援が必要な子供たちに対して、早期に療育につなげていくために、療育機関の方から保育園・小学校を巡回してもらい、療育機関と連携できるような体制を取っている。3保育園・小学校とも月に2回巡回してもらっている。場合によっては、相談や保護者との面談を行い、早期発見、早期対応に努めているとの答弁に対し、巡回された方から、保育園・学校に対する結果報告は行われているかとの質疑に、基本的には保護者からの相談により行われる支援である。報告は教育委員会に届いており、必要に応じて、保育園・小学校と情報共有をしているとの答弁でした。

I C T支援員の資格や業務内容は、また、小・中学校で何名配置されているのかとの質疑に、現在検討しているのは、教員O Bでパソコンに詳しくI C T教育に興味があり取り組んでいられる方である。業務内容としては、4月から学校において教職員の支援、指導やタブレット等を使った実践の研究である。また、配置については、1名の方から小・中学校を兼任してもらうとの答弁でした。

二本松管理委託料及び天然記念物樹勢回復業務委託料の内容はとの質疑に、二本松管理委託料については、二本松保存会に、草刈りや除草作業を5月から9月まで5回程度委託している。また、天然記念物樹勢回復業務委託については、二本松に対する松くい虫予防と、殺虫剤散布を業者に委託している料金であるとの答弁に対し、二本松については、毎年枝が折れるなど補強はされているが、剪定などの手入れがされていないように思われるが、景観のための取組もしてほしいとの要望がありました。

ほかに、スクールサポーター及びスクールサポートスタッフ、地域コーディネーターについて、校務支援システム業務委託料について、燕・弥彦科学教育センターについて、デジタル教科書について、奨学貸付金について、公民館事業について等の質疑がありました。

国民健康保険特別会計での審査では、新型コロナウイルス感染症の影響で従業員の解雇が報道されているが、国民健康保険税の納付の猶予などについて、村内の状況はどうかとの質疑に、3か月以上継続が条件であるが、前年所得よりも30%以下、50%以下、減額区分による減免制度があり、11件の申請に対し7件が決定している。全てが新型コロナウイルス関係ではないと思うが、会社から解雇になった場合の救済措置であるとの答弁でした。

温泉事業特別会計の審査では、温泉給湯所解体工事費について、解体後の跡地の活用はどの質疑に、まずは事故等の危険を防ぐための解体工事である。跡地の活用はまだ検討する段階にないとの答弁でした。

下水道事業会計の審査では、新潟市と弥彦村の間にある弥彦中継ポンプ場について、大雨の際の浸水対策はどの質疑に、対策として下水道施設耐水化計画の策定を予算計上している。まず、ソフト面とハード面で計画を策定し、その後、補助事業を活用して耐水化工事を行う予定であるとの答弁でした。

以上、当初予算6案件については、村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第25号 令和3年度弥彦村一般会計予算に対し、柏木委員、板倉委員から附帯決議動議が、お手元に配付の内容で提出されました。

まず、附帯決議案についての提出者説明が行われた後、提出者への質疑では、図書館建設費について検討委員会を立ち上げ、村民の声を聴取し反映させる。また、検討委員会の結論と議会の同意がなければ工事の着手はしないこととあるが、具体的にはどのような内容かとの質疑に、一般質問に対する村長答弁の中で、検討委員会を立ち上げるということだったが、現在、いまだに設置されていない。議会での村長答弁は非常に重いと受け止めているため、今回、検討委員会を設置し、村民の声を聞いてもらいたいと考えた。また、次の項目については、検討委員会の結論がなければ、工事の着手を難しいと思い、発議したとの答弁でした。

本議案については、ほかに質疑、討論ともなく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

報告は以上であります。

令和3年3月22日、予算審査特別委員長、本多隆峰。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上であります。

○議長（安達丈夫さん） ただいま、委員長から審査結果についてご報告がありましたが、他の委員から補足説明はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 補足説明なしと認めます。

これより、6案件を一般会計当初予算、特別会計及び企業会計当初予算の2つに区分し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

初めに、日程第26、議案第25号 令和3年度一般会計当初予算について、ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 反対討論でしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） それでは反対討論、古川議員。

○2番（古川七郎さん） 2番、古川です。よろしくどうぞ。

議案第25号 令和3年度弥彦村一般会計予算について、反対の立場で討論をさせていただきます。

当一般会計予算の主なものに対しては賛成であります。当予算に対して議員提出による附帯決議が発議されました。私は、附帯決議の発議について議員並びに議会の権能であり、否定するものではありません。その内容が問題であります。

今回発議された内容を見ますと、一口で言えば、予算執行に対する制限であり、執行権者に対する執行権の著しい介入であります。その発議内容は、議員として議会の権能を大きく損なうものであります。

また、発議者は、後日、発議内容を再検討され、発議内容の修正をお考えになられたようですが、一事不再議の原則により、本会議中の議案修正ができないことがつかれたようにお聞きいたしました。発議者自らが内容の修正を求める以上、本件、附帯決議に賛成できません。

よって、弥彦村一般会計予算に対する附帯決議が付議されて、本案に対して誠に残念であります。反対せざるを得ません。私は、今後、議員並びに議会の附帯決議をはじめ議員発議等について、村当局、議会のそれぞれの権能を十分に尊重し、慎重に行動することが肝要と改めて考えさせられました。

以上の理由により、議案第25号 令和3年度弥彦村一般会計予算に反対いたします。

常識ある議員各位の賛同をお願いし、反対討論といたします。なお、附帯決議を削除した村長提案の令和3年度当初予算について、改めて審議する臨時議会を早急に開催すべきと考えております。

最後になりますが、発議者は、内外の有識者や県の議会事務局からは、この内容は不適切であるとの指摘を受け、委員会後の翌17日に集まった議員各位とその指摘を共有されたのではないのでしょうか。それを認識しておりながら、議会の汚点を生かしたまま、この予算成立でよいのでしょうか。近隣からも注目される村議会です。そういう意味では、発議者も一旦は議決に賛同した議員方も、本予算を否定することは決して恥ずかしいことではありません。議員各位の常識ある表明をお願いいたします。

以上で終わります。よろしく。

○議長（安達丈夫さん） 以上で、古川議員の反対討論は終わりました。

続いて賛成討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

ただいまの議案第25号 令和3年度一般会計当初予算に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

[起立多数]

○議長（安達丈夫さん） 賛成多数と認めます。

したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第27、議案第26号 令和3年度国民健康保険特別会計予算から日程第31、議案第31号 令和3年度下水道事業会計予算までの当初予算5案件について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいまの特別会計及び企業会計当初予算5案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

[起立全員]

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、日程第27号から第31号までの当初予算5案件は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎議案第36号～議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第32、議案第36号 令和2年度一般会計補正予算（第12号）から日程第35、議案第39号 弥彦村生活支援ハウスの指定管理者の指定についてまでの、追加4議案を議題といたします。

それでは、ここで提案者から提案説明をいただきます。

村長。

○村長（小林豊彦さん） 令和3年第4回弥彦村議会3月定例会に追加提案いたします議案の要旨をご説明いたします。

議案第36号 令和2年度弥彦村一般会計補正予算（第12号）につきましては、既定の歳入歳出

の総額59億5,006万3,000円に、歳入歳出それぞれ519万9,000円を追加し、総額を59億5,526万2,000円とするものであります。

歳入といたしましては、14款国庫支出金519万9,000円であります。歳出といたしましては、4款衛生費407万円、14款予備費112万9,000円であります。

今回の補正は、新型ウイルスワクチン接種に係る令和2年度事業分について、補正をお願いするものであります。

議案第37号 令和3年度弥彦村一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出の総額40億5,000万円に、歳入歳出それぞれ1億497万1,000円を追加し、総額を41億5,497万1,000円とするものであります。

歳入といたしましては、14款国庫支出金1億497万1,000円であります。歳出の主なものといたしましては、2款総務費368万6,000円、4款衛生費3,021万円、7款商工費4,388万1,000円、10款教育費、小学校費935万7,000円、社会教育費1,266万円などであります。

今回の主な補正は、新型ウイルスワクチン接種に係る令和3年度事業分及び地方創生臨時交付金の令和3年度事業について補正をお願いするものであります。

議案第38号 令和3年度弥彦村温泉事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入予算の組替えを行うものでございます。

内訳といたしましては、1款温泉事業収入減531万7,000円、5款繰入金531万7,000円あります。今回の予算組替えは、地方創生臨時交付金の令和3年度事業分について、一般会計からの繰出金に合わせて歳入予算の組替えをお願いするものであります。

議案第39号 弥彦村生活支援ハウスの指定管理者の指定につきましては、社会福祉法人弥彦村社会福祉協議会の指定期間が本年3月末で満了となることから、更に本年4月から1年間の指定をいたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会に提案するものでございます。

以上で、提案説明を終わりますが、十分ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（安達丈夫さん） ただいま村長から追加提案のありました内容の詳細は、先般の全員協議会で説明のとおりであります。

お諮りいたします。ただいまの追加4議案については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

それでは、日程第32、議案第36号 令和2年度弥彦村一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま審議しております議案第36号 令和2年度一般会計補正予算（第12号）について、村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第36号は可決することに決定をいたしました。

次に、日程第33、議案第37号 令和3年度弥彦村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま審議しております議案第37号 令和3年度一般会計補正予算（第1号）について、村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第37号は可決することに決定いたしました。

次に、日程第34、議案第38号 弥彦村温泉事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま審議しております議案第38号 令和3年度温泉事業特別会計補正予算（第1号）について、村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第38号は可決することに決定をいたしました。

次に、日程第35、議案第39号 弥彦村生活支援ハウス指定管理者の指定についてを議題といたします。

ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま審議しております議案第39号 生活支援ハウスの指定管理者の指定について、村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 全員起立と認めます。

したがって、議案第39号は可決することにいたしました。

◎議員派遣の件について

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第36、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した内容で、議員を派遣することに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について～厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第37、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査についてから日程第39、厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件の調査についてまでの3案件を一括して議題といたします。

このことにつきましては、議会運営委員長及び各常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました、閉会中の継続審査の申出がなされております。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

◎退任挨拶

○議長（安達丈夫さん） 以上で、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

ここで、閉会前に、今年度末をもって1名の課長さんが退職されることになっております。議場を去られるに当たり、ご挨拶をお願いいたします。

それでは、小森税務課長さん。

○税務課長（小森順一さん） ご挨拶のお時間をいただきまして大変ありがとうございます。

昭和59年4月1日に勤めましてから、早37年がたってしまいました。この間、多くの皆様からご支援、ご協力をいただき、何とか無事勤め上げることができました。

特に、私、最初の課長職が議会事務局長でございまして、平成25年4月から27年3月まで、事務局長をさせていただきました。その27年3月というのが小林村長の1期目、最初の議会で大変苦労したことを覚えておりますが、私も課長職になったばかりの新米事務局長ではございましたが、議員の皆さんから支えていただき、無事勤め上げることができましたので、改めてお礼を申し上げたいと思います。

いまだに新型コロナウイルス感染症の終息が見えない状況ではございますけれども、これからの弥彦村、そして弥彦村議会のますますのご発展と、皆様のますますのご健勝をご祈念させていただきます。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。（拍手）

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

今ほどご挨拶をいただきました小森課長さんにおかれましては、定年まで1年を残しての退職であります。今後の予定もあるかと思いますが、これからも健康にご留意の上、ますますご活躍されることをお祈りいたします。

大変お疲れさまでした。

◎村長挨拶

○議長（安達丈夫さん） これをもって、3月定例会を閉会いたしたいと思いますが、閉会前に村長からご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦さん） 閉会のご挨拶をする前に、16日の予算審査特別委員会で附帯決議をされたとき、私が発言の機会をくださいと申し上げましたが、認めていただけなくて、議会の最終日の挨拶の中で、私の所信を表明させていただきますということを申し上げましたので、附帯決議に対する考え方を述べさせていただきます。

附帯決議そのものについては、これは議会の権利であります。私は、一切何も申し上げることはございません。内容についても、これも私が一切申し上げることはない。ただ、村の顧問弁護士に2つだけ、これを調べていただきたいということで照会いたしました。村の顧問弁護士というのは、議会と執行部の対立等のときは中立を取ります。村の弁護士である限りには議会側でもないし、村長側でもないということをはっきり言われました。あらかじめ申し上げております。

2つ照会いたしました。第1点は、附帯決議は弥彦村議会において法的拘束力を持つのかどうか。第2点目は、この内容について法的な問題点はないのかどうか。この2点だけを教えていただきたいということで頼みました。

ここに回答がありますので、読ませていただきます。

附帯決議の法的の効果については、附帯決議は法律事項にもなく、単なる委員会の意見や願望表明という事実上の効果しかなく、当然法的拘束力はありません。

2番目です。附帯決議の内容については、ただし、以下の3点について問題になると思われますと。1点、地方自治法首長の権限とされている予算の執行権を制限するものであり、地方自治法に抵触するものと考えられます。これが全てでありました。こういう決議をいただきましたということだけを申し上げておきます。

第1回目の、私の1期目の村長のときの議会とは、皆さんご承知のように、相当激しい討論も行いました。1回目は、議員さんに対して名誉毀損で訴えることを決めまして弁護士と相談いたしました。そのときに、私も勉強して分かったのは、議会内での議員さん皆さんの発言は、極端なことを申しますと、うそ八百、誹謗中傷しても、一切法的に指弾されることはありません。それが日本の法律となっております。基本的には選良である議員の皆さんが、法的に触れるような、そういう発言をしないという大前提がGHQがつくったものと推察してします。

したがって、この件についてはこれだけにいたしたいと思います。

今一つ、議会の権限と執行権、村長の権限とに抵触する問題ですので、これについても議会に対して執行部、村長としての考えを述べさせていただきます。

問題点は、議会事務局長の人事権に関することであります。議会事務局長は、皆さんご承知のように、定年退職された1年の再任用職員であります。1年ごとの任期となっております。

2月に、ちょっと日にちは忘れましたが、総務文教特別委員会の委員長の板倉議員が、私の村長室に訪れまして議会事務局長の再任を要請されました。理由は、現在議会で議会条例を

つくっているのです、この人がどうしても必要なんだというお話でした。私はできませんとお断りしました。

人事権は、村政を運用するに当たって、一番基幹となるものであります。この人事権を外部から要請とか圧力によって変えるようなことがあっては、まともな村政運営はできません。その後、安達議長からも同じような申入れがありました。それもお断りいたしました。

この件については3つのことが、問題があるというふうに思っております。

第1点目は、今申しましたように、人事権の行使に当たっては、これは外部からの要請、陳情、強制、一切あってはならないし、あったとしてもそれを受け入れてはならないということであり、これは地方自治法の首長の執行権の中に、はっきりと含まれておると思っております。

2番目に、皆さんが、板倉議員、安達議長が再任用、延長を求めてこられたときに、皆さん再任用を認めるかどうかについて、どのような手続をちゃんとやったかというのはご存じでいらっしゃるかと甚だ疑問であります。再任用職員の採用については、先ほど申しましたように、1年度限り、単年度契約になっています。それに際しては、私のところ、弥彦村では、5月にまず意向調査を行います。なぜならば、来年度の職員の運営について、この再任用職員がいてくれるかどうかによって全然違ってきます。足りなければ補充しなければいけないし、余るようだったら採用しなくてもいい。

そういう観点から、大体5月に、全員に、再任用職員に対して、あなたは来年度どうされるかと聞きます。健康状態、労働意欲、それにもう一つ、再任用職員には、基本的には60歳定年で65歳の年金が入るまでの生活支援のため設けないとということで、基本的には再任用を希望すれば、それは受け入れなければならないというふうに思っておりますが、ただし、希望職については、一切それはお聞きすることができませんと、こちらの要請に従ってやっていただきたい。嫌ならば、そのような意向調査で表明してくださいと、そういう調査をしています。

更に、12月に、私が再任用を希望される職員全員と、個別にこういってやっていただければいいけれども大丈夫でしょうか、いいですかという確認をいたします。更にその上に、2月に、再任用の申請をするに当たって、どういう条件、こういう条件でもちゃんと同意しますと、同意書に署名捺印をしてもらいます。それは2月17日でした。

ところが、うちの副村長が、その後確認に行きましたら、議会事務局長以外なら再任用を申請するのはないという話でありました。同意書、意向確認書、一体何のためにあるか、という問題があります。

それからもう一つ、これが私は最大の問題だと思っております。それは、3月16日午後4時に、村長室に突然、安達議長、本多副議長、板倉総務文教常任委員会委員長、柏木厚生産業常任委員会委員長、那須議員、丸山議員の6人が、私のところにお見えになりました。理由は、同じく事務局長の留任要請でありました。

そのときに、私自身は、すぐ副村長に同席してもらいました。重大問題。これは私1人で対応して言った言わないと水かけ論になるのは避けなければならないというふうに思いました。なぜ

か。もともと先ほど申しました、1番目に申しましたように、村の職員の人事権に介入することは法律では禁止されていません。法律では禁止されていませんけれども、当たり前のことだというふうに思っています。これは介入ではなく要請ですね。

ただ、私自身が一番問題としたのは、今申しましたように、議会議員、弥彦村は総勢9人です。それを、6人の方が見えて、私に要請するということは、これは強要以外何ものでもない。うちの議会では6人が賛成すれば、私の上程する議案は全て否決されます。それだけの権限を持っている方が6人来られて要請するというのは、これは絶対許されないことなんです。しかも、議会で皆さんの発言は、最初に申しましたように法律で全て守られています。

しかし、村長室は議会ではありません。私は弁護士に、これは許してはならないことだと思っています。こういったことが二度と弥彦村にあってはならないことだと思ひまして、弁護士と相談いたしました。場合によっては訴訟も辞さない、検討してほしいというふうに申しあげました。

ただ、議員の皆さんよくご存じのとおり、今弥彦村は、5月から予定していますワクチン接種に、村を挙げて全力でやらなければならない時期であることもよく承知しています。私自身も、あえて議会と事を構えようなどとは思っておりません。ただし、これだけはきっちりと記録に残しておかないと、後々弥彦村の名誉に関わるということでございます。

いずれ、顧問弁護士から、これは法的にこういうところがおかしいと、抵触をしているという報告がありましたら、あるいは現在のワクチン接種が一応終わった段階で、例えば6月あるいは9月の議会で、執行部としての、村長としての、議会に対する対応を正式に通告させていただきたいと思ひます。

これからご挨拶申し上げますけれども、長時間にわたり、令和3年度一般会計補正予算を通じまして、慎重にご審議いただきましてありがとうございます。全ての案件について、採決賛同をいただきましたので、粛々と実行してまいりたいと思っております。どうもありがとうございます。（拍手）

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

村長からの議会に対してのお話がありましたが、議会で、後ほど相談をしたいというふうに思っております。

◎議長挨拶

○議長（安達丈夫さん） 最後に、私からご挨拶を申し上げます。

本定例会は、補正予算5件、条例16件、新年度予算7件、人事2件その他2件、追加提案では補正予算3件、その他1件の、合わせて36件の全てが村長提案のとおり可決され、3月定例会が無事終了いたしました。

ご協力をいただきました議会関係者の皆さんに心から感謝を申し上げます。

一般質問では、7名の方から、村の重点施策に関わる質問や、今後の事業の発展に関係する質

間がございました。これからの村政の発展につながるところであります。

3月定例会では、新型コロナウイルス感染被害対策に関係する項目が、補正予算や新年度予算に多く計上されました。今日現在、弥彦村には新型コロナウイルスによる感染の報告はされておらず、安堵しておりますが、目に見えないウイルスでありますので、これからも感染防止の手洗いやマスクによる感染防止など、十分に注意をしていただきたいと思います。

3月5日では、弥彦体育館において、新潟県との合同で新型コロナウイルスワクチン接種の模擬訓練が行われました。歩行困難な方や介助が必要な方などの対応についても、本番さながらの訓練だったと説明を受けております。県内で最初の模擬訓練が行われ、実際の予防接種が行われるにスムーズな対応が取れるものと心強く感じております。

そして、感染予防のワクチン接種を行うには、お医者さんや看護師さんの確保や様々なスタッフ、道具などの多種多様な準備が必要であり、その準備と対応をしていただく村長さんをはじめ関係者の皆さんに感謝を申し上げます。一日も早く新型コロナウイルス感染症が終息することを祈っております。

それから、先ほど退職される小森課長から、退職のご挨拶をいただきましたが、37年間というお話でございます。これまで弥彦村の行政に携わって以来、誠心誠意職務に尽くされ、村の発展のために貢献をしていただきましたことに深く感謝を申し上げます。これからは、第2の人生がスタートいたしますが、健康に留意され、長年培ってられました知識や技術を生かして、地域でのご活躍を期待しております。そして、これからも末永く元気にお過ごしください。

もうすぐ、令和3年度がスタートいたします。春の火災予防運動や交通安全運動も行われます。事故やウイルス感染予防など、健康管理に十分注意をいただき、皆様のご健勝と弥彦村の更なる発展にご尽力をいただけますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（安達丈夫さん） 以上をもちまして、令和3年第4回弥彦村議会3月定例会を閉会いたします。

大変ありがとうございました。

（午後 0時14分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 安 達 丈 夫

署 名 議 員 那 須 裕 美 子

署 名 議 員 丸 山 浩